

平成十四年国家公安委員会規則第一号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第九項の規定に基づき、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則を次のように定める。

（指定の申請）
第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第二十三条第一項の規定による犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 法第二十三条第二項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の名称及び所在地

三 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等（法第二条第四項に規定する犯罪被害等をいう。以下同じ。）

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」という。）及び登記事項証明書

二 次に掲げる者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにこれらの者が第四条第三号イからニまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

イ 領収員

ロ 法第二十三条第二項第二号に掲げる業務（以下「相談業務」という。）に従事する者（以下「犯罪被害相談員」という。）

ハ 法第二十三条第二項第三号に掲げる業務（以下「申請補助業務」という。）に従事する者（以下「犯罪被害者等給付金申請補助員」という。）

ホ ニ 法第二十三条第二項第四号に掲げる業務（以下「直接の支援業務」という。）に従事する者（以下「犯罪被害者直接支援員」という。）

ホ二 援助事業に従事する職員（犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員及び犯罪被害者直接支援員（以下「犯罪被害相談員等」という。）である職員を除く。以下同じ。）

ホ三 犯罪被害相談員が第五条第二項各号のいずれかに該当することを説明した書面

ホ四 援助事業に使用する施設並びに資産の総額及び種類に関する書類

ホ五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度（事業年度の定めのない法人にあつては、申請の日から二年間とする。）における事業計画書及び收支予算書

ホ六 法第二十三条第二項（第一号を除く。）に規定する事業（以下「相談事業等」という。）の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）

ホ七 相談業務、申請補助業務及び直接的支援業務（以下「相談業務等」という。）に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する規程（以下「情報管理規程」という。）

ホ八 援助事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要を記載した書面

ホ九 当該法人が第四条第九号の法人に該当しないことを誓約する書面

ホ十 組織及び運営に関する事項その他の参考となる事項を記載した書面

ホ十一 前項第六号の事業規程は、相談事業等のそれぞれについて、次に掲げる事項を定めたものでなければならない。

ホ一二 相談事業等を行う時間及び休日に関する事項

ホ一三 相談事業等を行う場所に関する事項

ホ一四 犯罪被害相談員等の選任及び解任に関する事項

ホ一五 相談事業等に関する研修に関する事項

ホ一六 相談事業等の実施を統括管理する者に関する事項

ホ一七 前各号に掲げるもののほか、相談事業等の実施に関し必要な事項

ホ一八 第二項第七号の情報管理規程は、次に掲げる事項を定めたものでなければならない。

ホ一九 一 相談業務等に関する知識の適切な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

ホ二〇 二 相談業務等に關して知り得た情報の管理に関する事務を統括管理する者に関する事項

ホ二一 三 相談業務等に關して知り得た情報の記録された物の紛失、盜難及びき損を防止するための措置に関する事項

ホ二二 四 前号に掲げるもののほか、相談業務等に關して知り得た情報の適切な管理のため必要な措置に関する事項

ホ二三 五 役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員並びにこれらの職にあつた者が秘密を保持するため必要な措置に関する事項

ホ二四 六 （指定の公示）

第二条 公安委員会は、法第二十三条第一項の規定による指定を行ったときは、前条第一項各号に掲げる事項及び当該指定を行った年月日を公示しなければならない。

（名称等の変更）
第三条 犯罪被害者等早期援助団体は、第一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、変更に係る事項及び変更しようとする年月日を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、第一条第一項第三号に掲げる事項、同条第二項第六号の事業規程又は同項第七号の情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、公安委員会の承認を受けなければならない。

(事業報告等)

第八条 犯罪被害者等早期援助団体は、指定を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下この条において同じ。）の開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を作成し、公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の援助事業の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、財政の状況又はその事業の運営に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(解任の勧告)

第九条 公安委員会は、役員、犯罪被害相談員等又は援助事業に從事する職員が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、当該役員、当該犯罪被害相談員等又は当該職員の解任を勧告することができる。

一 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 役員、犯罪被害相談員等又は援助事業に從事する職員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

四 第四条第三号又は第五条に規定する要件を満たさなくなつたとき。

(事業の廃止等)

第十条 犯罪被害者等早期援助団体は、法第二十三条第二項各号のいずれかの事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃止しようとする理由、廃止しようとする年月日及び現に援助を行つている犯罪被害者等に対する措置を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、指定の取消しを受けようとするときは、指定の取消しを受けようとする理由（一定の期日に指定の取消しを受けることを要する場合は、その理由を含む。）及び現に援助を行つている犯罪被害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、第一項の規定による届出書の提出又は前項の規定による申請書の提出があつたときは、当該犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消すものとする。

(指定等に関する意見聴取)

第十二条 公安委員会は、法第二十三条第一項の規定により犯罪被害者等早期援助団体を指定しようとするとき、同条第五項の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命じようとするとき、又は同条第六項の規定により犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正その他関係する機関の意見を聞くものとする。

(指定の取消しの公示)

第十三条 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(連絡及び配慮)

第十四条 犯罪被害者等早期援助団体は、その業務の運営について、都道府県警察と密接に連絡するものとする。

1 都道府県警察は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、次に掲げる事項について、必要な配慮を加えるものとする。

一 相談業務等の円滑な運営を図るために必要な知識又は技術の提供に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等早期援助団体の業務の円滑な運営を図るために必要な便宜の供与に関すること。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成二〇年六月一三日国家公安委員会規則第一二号）抄

(施行期日)

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この規則は、犯罪被害者等早期援助団体に付する規則の一部改正に伴う経過措置。

第五条 この規則の施行の際現に交付されている犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第六条第一項の証票の様式は、なお従前の例による。

附 則（令和元年一〇月一四日国家公安委員会規則第八号）

(施行期日)

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

ただし、第十二条中国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）」の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十条第一項の規定により備え付けているこの規則による改正前の運転代行業法施行規則第十三条第二号に掲げる書面は、この規則による改正後の運転代行業法施行規則第十五条第二号に掲げる書面とみなす。

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記様式(第6条関係)

(表)

第 号	
写 真	
① 証	
氏 名 生年月日	
押 出 し ス た ン プ	
上記の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 ② に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体の名称	
印	
8.56 (裏)	

5.40

犯罪被害相談員等は、その業務に従事するに当たっては、前項の証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
(犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第6条第2項)

- 備考 1 ① 及び ② の部分には、当該証票を携帯する者が従事する業務の種別に応じ、① には、「犯罪被害相談員」、「犯罪被害者等給付金申請補助員」又は「犯罪被害者直接支援員」のうち該当するものすべてを、
② には、「第23条第2項第2号に掲げる犯罪被害等に関する相談に応ずる業務」、「第23条第2項第3号に掲げる犯罪被害者等給付金の裁定の申請を補助する業務」又は「第23条第2項第4号に掲げる物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により犯罪被害者等を援助する業務」のうち該当するものすべてを、それぞれ記入すること。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。